

# 入札参加時における遵守事項（委託）

令和4年4月1日改正

新座市発注委託の入札及び執行に当たっては、次の事項を遵守すること。

## 1 関係法令等の遵守について

- (1) 入札参加者は、業務内容に応じて、新座市業務委託契約基準約款、新座市建築設計業務委託契約基準約款、新座市土木設計等業務委託契約基準約款、図面、設計書、仕様書、入札参加者心得、入札公告及び指名通知等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守しなければならない。

## 2 労働基準の適正化等について

- (1) 平成28年度から、予定価格3,000万円以上の工事請負契約及び予定価格1,000万円以上の業務委託契約（長期継続契約を含む。）について、労働環境の把握に関する調査を実施している。

本調査は、市が発注する契約において、適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るために行うものである。そのため、本調査の対象となる契約を締結した受注者は、速やかに必要書類を提出すること。また、本調査の対象とならない契約の受注者においても、公共事業の受注者としての自覚を持ち、適切な労働環境の維持及び発展に努めること。
- (2) 労働者の福祉向上のため、各種保険（雇用保険、健康保険、厚生年金）等の加入及び適正な掛金の納付に努めること。
- (3) 労働者の健康の保持、適正な賃金の支払等による労働条件の改善に留意すること。
- (4) 市が発注する委託業務は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるための技術者単価に基づく埼玉県単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮するよう努めること。

※ 埼玉県単価表等の詳細は、県のホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

## 3 一括再委託の禁止について

受注者は、各契約基準約款に規定する一括再委託等に抵触する行為を行ってはならない。

#### **4 前払金の適正使用について**

前払金については、その充当できる経費が定められていることから、これを遵守すること。

※ 前払金の対象とする業務委託契約は、入札公告又は指名通知において、その旨を明示する。

#### **5 暴力団等からの不当要求及び妨害の排除について**

- (1) 受注者は、業務委託契約の適正な履行に当たり、暴力団等からの不当要求及び妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び妨害の排除対策を講じること。

#### **6 個人住民税の特別徴収の徹底について**

地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者については、従業員の個人住民税を給与から天引きし納付（特別徴収）しなければならないこととなっている。

全国の市町村においては、これまで特別徴収対象事業者についても普通徴収（個人が納付）が容認されていたが、埼玉県と県内市町村では法令遵守の原則にのっとり、平成27年度から給与からの特別徴収を徹底することを決定した。こうした取組を踏まえ、受注者においても税法の趣旨に沿って個人住民税の適切な徴収・納付に努めること。